

電気通信事故検証会議 周知広報・連絡体制ワーキンググループ 開催要綱

1 目的

本ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、「電気通信事故検証会議」の下に開催されるWGとして、事故発生時において電気通信事業者が行う周知広報の内容及び情報伝達手段の多様化、関係機関等に対する緊急連絡体制、携帯電話サービスのエリア図等の提供に向けた方策等について検討を行い、事故発生時において利用者が必要とする情報を適時かつ円滑に取得できる環境を整備することを目的とする。

2 名称

本WGは、「電気通信事故検証会議 周知広報・連絡体制ワーキンググループ」と称する。

3 検討事項

- (1) 事故発生時において電気通信事業者が行う周知広報の内容（頻度、情報の種類、用語の定義等含む）及び情報伝達手段の多様化（報道機関や販売代理店の連携含む）に関する検討
- (2) 関係機関（緊急通報機関、政府、指定公共機関、報道機関等）等に対する緊急連絡体制に関する検討
- (3) 事故発生時における携帯電話サービスのエリア図等の提供に向けた検討
- (4) その他

4 構成及び運営

- (1) 本WGの主査は、電気通信事故検証会議の座長が指名する。
- (2) 本WGの構成員は、別添のとおりとする。
- (3) 主査は本WGを招集し、主宰する。
- (4) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (5) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本WGを招集し、主宰する。
- (6) 本WGの構成員は、やむを得ない事情により出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。
- (7) 主査は、必要に応じ、オブザーバーを招へいすることができる。
- (8) 主査は、必要に応じ、外部の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (9) その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定める。

5 会議等の公開

- (1) 本WGは、原則として公開とする。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本WGで使用した資料は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本WGの議事概要は、原則として公開する。ただし、主査が必要と認める場合については、非公開とする。

6 庶務

本WGの庶務は、総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課安全・信頼性対策室が行う。

電気通信事故検証会議 周知広報・連絡体制ワーキンググループ 構成員一覧

(敬称略、順不同)

<有識者>

内田 真人	早稲田大学 基幹理工学部 情報理工学科 教授
臼田 裕一郎	国立研究開発法人 防災科学技術研究所 総合防災情報センター長
加藤 玲子	独立行政法人 国民生活センター 相談情報部相談第2課長
関谷 直也	東京大学大学院情報学環 総合防災情報研究センター 准教授
土屋 敏之	日本放送協会 解説委員
堀越 功	株式会社日経BP 日経クロステック先端技術副編集長
山口 健太郎	株式会社三菱総合研究所 政策・経済センター 博士

<電気通信事業者等>

山本 康太郎	東日本電信電話株式会社 広報室 室長
立木 祥平	西日本電信電話株式会社 広報室 室長
坂本 秀治	株式会社NTTドコモ ブランドコミュニケーション部 部長
鈴木 吾朗	KDDI株式会社 渉外・広報本部 副本部長
倉野 充裕	ソフトバンク株式会社 広報本部 企業広報部 部長
林 慎一郎	楽天モバイル株式会社 BCP管理本部 BCP推進部 副部長
大城 武史	沖縄セルラー電話株式会社 経営管理本部 総務部長
金子 純二	一般社団法人 電気通信事業者協会 企画部長
向山 友也	一般社団法人テレコムサービス協会 技術・サービス委員会 副委員長
井手 均	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
堀内 浩規	一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟 理事

<オブザーバー>

内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当)
内閣府政策統括官 (防災担当)
警察庁
総務省消防庁
海上保安庁